

【様式第 3 号】

団体の名称：

収 支 計 画 書

※以下の記入欄は、適宜増減して構いません。

※各項目に係る消費税及び地方消費税は、公課費で計上してください。

1 支出の部

(1) 総括

	収支計画			備考 (算出根拠等)
	令和 8 年度 (千円)	令和 9 年度 (千円)	令和 1 0 年度 (千円)	
1 人件費				内訳 1
2 需用費				内訳 2
3 役務費				内訳 3
4 委託料				内訳 4
5 使用料及び 賃借料				内訳 5
6 工事請負費				内訳 6
7 原材料費				内訳 7
8 負担金補助 及び交付金				内訳 8
9 公課費				内訳 9
1 0 その他				内訳 1 0
合計				
総合計 (=応募価格)				

(2) 積算根拠

内訳 1 「人件費」

※人件費には、次のようなものが該当します。

- i 給料
- ii 職員手当等
- iii 共済費
- iv 賃金

※配置人員数，給与その他の勤務条件と整合するようにしてください。

内訳 2 「需用費」

※需要費には、次のようなものが該当します。

- i 消耗品費：事務用品，蛍光灯，トナー，トイレ用品，庭園管理用品等
- ii 印刷製本費：納付書，パンフレット，写真現像等
- iii 光熱水費：電気料金，上下水道料金
- iv 修繕費：機械器具その他修繕費

内訳 3 「役務費」

※役務費には、次のようなものが該当します。

- i 通信運搬費：郵便料金，電話料金，インターネット通信料金等
- ii 広告費：ホームページ更新・維持，SNS等情報発信等
- iii 手数料：銀行振込手数料等
- iv 保険料：賠償責任保険等

内訳 4 「委託料」

※委託料には、次のようなものが該当します。

- i 庭園植栽管理委託，機械警備委託，ごみ収集委託等

内訳 5 「使用料及び賃借料」

※使用料及び賃借料には、次のようなものが該当します。

- i コピー機リース，ホームページ機器リース等

内訳 6 「工事請負費」

※工事請負費には、次のようなものが該当します。

- i 施設修繕工事等

内訳 7 「原材料費」

※原材料費には、次のようなものが該当します。

- i 油かす，腐葉土，木材，竹等

内訳 8 「負担金補助及び交付金」

※負担金補助及び交付金には、次のようなものが該当します。

- i 会議出席負担金，社会保険協会年会費等

内訳 9 「公課費」

※公課費には、次のようなものが該当します。

- i 消費税及び地方消費税等

内訳 10 「その他」

(3) 経費削減策等の説明事項

収支計画を作成するに当たって、経費削減等工夫したポイントを記入してください。

2 収入の部

(1) 総括

	収支計画			備考 (算出根拠等)
	令和8年度 (千円)	令和9年度 (千円)	令和10年度 (千円)	
1 使用料				内訳11
2 その他				内訳12
合 計				

(2) 積算根拠

内訳11「使用料」

--

※使用料には、松山市愚陀佛庵使用料が該当します。

内訳12「その他」

--

※その他には、活性化事業に伴う物品売払代金及び講座受講料が該当します。

(3) 収益向上等の説明事項

収支計画を作成するに当たって、収益向上等工夫したポイントを記載してください。

--